

# 博物館法改正に係る論点メモ

資料3  
2021.2.9  
佐々木秀彦

## 1. 法改正の意味

- ・「法を変える」とは「現実を変える」ということ。「新しい現実」を創るということ。
- ・国の審議会(部会・WG)で検討する意味 → 国民の理解、幅広い議論、あるべき姿の提示

## 2. 現行法制度の問題点

- ・実態との乖離: 登録制度の形骸化(対象が限定)、学芸員養成と就職のギャップ(専門分野不問、有資格者数と採用数の差)
- ・法益の不明確: 法制度は博物館振興に寄与しているか
- ・時代のズレ: 制定時)設置の促進 → 現在)運営向上、70年前の文言(古臭い用語)

## 3. 改正がもたらす法益

- ・「新しい現実」は国民に何をもたらすのか  
→ 博物館活動の振興に寄与し、利用者や地域に便益をもたらす改正であること
- ・キーワード: 「底上げ」と「盛り立て」(選別ではなく) ※それぞれのミュージアムはオンリーワンの存在  
○登録制度…公益に資する条件(審査基準)…「底上げ」、支援・優遇措置の設定…「盛り立て」  
○学芸員制度…専門職養成…「底上げ」、職員・支援者養成…「盛り立て」

## 4. 改正の各論

	事項	論点・課題	方向性
(1)	目的(1条)	・目的として「観光」、「地域振興」等への言及は？	・教育・学術・文化の発展を堅持 ・文化芸術基本法では「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携」があるが、博物館法3条(事業)の2「国民の実生活の向上に資し」で読める。入れるとしても「望ましい基準」では。
(2)	定義(2条)	・文言の現代化が必要ではないか(例: 一般公衆)	・劇場法では「人々」。
(3)	事業(3条)	・文言の現代化が必要ではないか(例: フィルム、レコード、映写会等)	・適宜、修正
(4)	職員(4条)	・館長は非常勤、充て職、名誉職でよいか ・学芸員は専門「的」職員か	・館長職は登録審査基準で、経営責任を果たせる条件を課す ・合理的、必然的な理由がなければ、「専門職員」に
(5)	学芸員(補)資格(5・6条)	・学芸員補資格は機能しているか ・養成科目の中身が必ずしもモノ(専門分野)に対応していない=即戦力とまらない(国際的に低水準) ・有資格者の数と採用数のギャップ 真のキャリアパスが見えにくい ・上級資格は必要か	・基礎資格: 学芸員補資格を廃し、「仮称 博物館士」(参考: 社会教育士)に=職員養成(学部: ミュージアム・リテラシーの習得)…裾野拡大 ・専門資格: 「学芸員」=専門職養成(専門分野の修士号or実務経験3年&館種別ミュージアム・ベイシックスの習得)…採用数見合い、更新制 ・上級資格: 専門団体で検討(参考: 図書館協会の認定司書制度)
(6)	研修(7条)	・現職教育の充実が必要	・研修の体系化、
(7)	登録(10条~14条)博物館相当施設(29条)	・登録博物館の対象が限定。包括性がない(国立、独法、地独、首長部局、会社、大学等々) ・登録審査基準が基礎的、外形的すぎる ・都道府県及び指定都市の教育委員会による審査でよいか(審査される立場を兼ねる、実質的な審査できるか) ・登録のメリットに限られる ・拠点館・中核館・の設定が必要では ・「登録」というステータスがわかりにくい	・対象の縛りをできるだけはずし、包括的に。ただし営利組織については留意が必要(設置法人と施設を区分して審査?)。 ・審査は専門的知見を有する第三者機関が実施。認定は教委/文化庁(国立、大学法人) ・審査基準は日博協の調査研究報告書の案を再検討 ・認定プロセスを通じ運営を改善メリットの明確化、付加 ・公開承認施設、科研費対象との連動 ・「認定博物館」「認定拠点博物館」とする、更新性
(8)	博物館協議会(20条~22条)	・公立館限定でよいか	・設置者を問わず「設置できる」とする
(9)	倫理・行動規範	・法規と連動していない	・新たな登録基準に倫理規程・行動規範の理解と順守を入れる